

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

「出生後休業支援給付金」の概要について

[先月号](#)でもご案内いたしました、4 月より新設される「出生後休業支援給付金」について、厚生労働省から支給要件等が記載されたリーフレットが公開されました。今月は改めて「出生後休業支援給付金」の概要についてご案内いたします。

■ 出生後休業支援給付金の支給要件

「出生後休業支援給付金」とは、子の出生直後の一定期間に、**両親ともに（配偶者が就労していない場合などは本人が）、14 日以上の子の育児休業を取得した場合に、出生時育児休業給付金または育児休業給付金と併せて最大 28 日間支給されます。**

この「出生後休業支援給付金」は、被保険者が次の①及び②の要件を満たした場合に支給されます。

- ① 被保険者が、対象期間（※）に、同一の子について、出生時育児休業給付金が支給される産後/パパ育児休業または育児休業給付金が支給される育児休業を通算して 14 日以上取得したこと。
- ② 被保険者の配偶者が、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して 8 週間を経過する日の翌日」までの期間に通算して 14 日以上の子の育児休業を取得したこと、または、子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当していること。

※対象期間

- ・ 被保険者が産後休業をしていない場合（被保険者が父親または子が養子の場合）は、「子の出生日または出生予定日のうち早い日から」「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して 8 週間を経過する日の翌日」までの期間。
- ・ 被保険者が産後休業をした場合（被保険者が母親、かつ、子が養子でない場合）は、「子の出生日または出産予定日のうち早い日」から「子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して 16 週間を経過する日の翌日」までの期間。

■ 「配偶者の育児休業を要件としない場合」

子の出生日の翌日において、次の 1～7 のいずれかに該当する場合は、配偶者の育児休業を必要としません。なお、被保険者が父親の場合は、子が養子でない限り、必ずいずれかの事由（主に 4, 5, 6 のいずれか）に該当することとなりますので、配偶者（母親）の育児休業取得の有無は要件になりません。

1. 配偶者がいない

配偶者が行方不明の場合も含む。ただし、配偶者が勤務先において 3 ヶ月以上無断欠勤が続いている場合または災害により行方不明になっている場合に限りません。

2. 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない

3. 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中

4. 配偶者が無業者

5. 配偶者が自営業者やフリーランスなど雇用される労働者でない

6. 配偶者が産後休業中

7. 1～6 以外の理由で配偶者が育児休業をすることができない

配偶者が日々雇用される者など育児休業をすることができない場合や、育児休業をしても給付金が支給されない場合（育児休業給付の受給資格がない場合など）が該当します。なお、単に配偶者の業務の都合により育児休業を取得しない場合等は含みません。

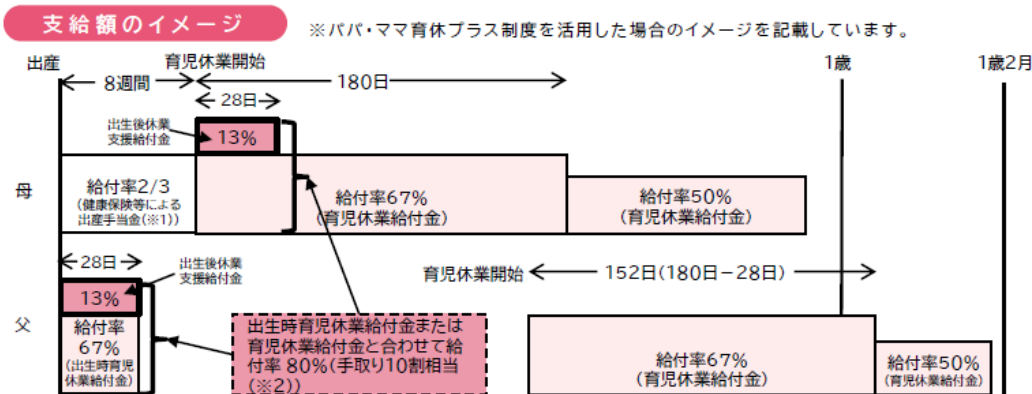
■ 出生後休業支援給付金の支給額

支給額は以下の計算方法によって決定されます。

$$\text{支給額} = \text{休業開始時賃金日額} \times 1 \times \text{休業期間の日数 (28 日が上限)} \times 2 \times 13\%$$

※ 1 同一の子に係る最初の出生時育児休業または育児休業の開始前直近6か月間に支払われた賃金の総額を 180 で除して得た額。

※ 2 支給日数は、対象期間における出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業の取得日数であり、28 日を上限とする。



引用：厚生労働省「2025年4月から「出生後休業支援給付金」を創設します。」

■ 出生後休業支援給付金の申請方法

出生後休業支援給付金の支給申請は、原則として、出生時育児休業給付金または育児休業給付金の支給申請と併せて、同一の支給申請書を用いて行います。

出生後休業支援給付金の支給要件を満たす場合は、支給申請書にある次の項目のいずれか一つの記入が必要となります。（複数記載は不可）

● 「配偶者の被保険者番号」欄

配偶者が雇用保険被保険者であって、出生時育児休業給付金または育児休業給付金が支給される休業を一定の期間に14日以上取得した場合は、「配偶者の被保険者番号」欄の記入が必要です。

● 「配偶者の育児休業開始年月日」欄

配偶者が公務員（雇用保険被保険者である場合を除く。）であって、各種法律に基づく育児休業を一定の期間（注）に14日以上取得した場合は、「配偶者の育児休業開始年月日」欄を記入が必要となります。この場合、育児休業の承認を行った任命権者からの通知書の写し、共済組合からの給付金の支給決定通知書の写し等配偶者が一定の期間に14日以上の育児休業の取得していることが確認できる書類を添付する必要があります。

● 「配偶者の状態」欄

子の出生日の翌日において「配偶者の育児休業を要件としない場合」に該当する場合は、「配偶者の状態」欄に該当する番号の記入が必要となります。この場合、配偶者の状態を確認できる書類の添付が必要となります。

今回の「出生後休業支援給付金」の創設によって、企業は従業員が育児休業取得意向確認時に、最大28日間は給与の手取りが100%相当額支給されることを周知していく必要があります。ただし、育児休業給付金には支給限度額（上限額）も設定されているため、周知の際にはこの点も注意して案内をする必要があります。

参考リンク：厚生労働省「2025年4月から「出生後休業支援給付金」を創設します。」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001372778.pdf>

◆2月の労務スケジュール

～2/28 1月分社会保険料納付

～2/10 1月分源泉徴収税額住民税額の納付

 Legal Networks
CORPORATION
<https://www.kintaikanrikenkyujo.jp/>

編集担当：奥田
編集責任者：勝山